

《引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について》

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費に関する経費に充てることとされているため、以下にその詳細を明示する。

【単位:千円】

項 目		予 算 額
歳 入	令和4年度地方消費税交付金(社会保障財源分)	152,000
歳 出	社会保障施策に要する経費(下記のとおり)	1,052,184

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

【単位:千円】

費 目	経 費	財 源 内 訳						主 な 事 業
		特 定 財 源			一 般 財 源			
		国県支出金	地方債	その他	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)	その他		
社 会 福 祉	社会福祉費	232,433	166,240			33,578	32,615	自立支援事業、重度心身障害者(児)医療給付助成事業、地域生活支援事業
	老人福祉費	5,740			1,510	829	3,401	老人保護措置事業、在宅生活支援事業
	児童福祉費	511,614	365,696		9,267	73,909	62,742	障害児支援事業、児童手当支給事業、病児保育事業
	小 計	749,787	531,936	0	10,777	108,316	98,758	
社 会 保 険	介護保険事業	179,344	10,093			25,908	143,343	介護保険事業特別会計繰出金
	国民健康保険事業	118,524	54,067			17,122	47,335	国民健康保険事業特別会計繰出金
	小 計	297,868	64,160	0	0	43,030	190,678	
保 健 衛 生	保健衛生費	4,529	370		154	654	3,351	後期高齢者健康診査事業、母子保健事業
	小 計	4,529				654	3,875	
合 計	1,052,184	596,096	0	10,777	152,000	293,311		

※一般職人件費・一般事務費は除く。